

1 住民税のお支払いが給与特別徴収のみの方（会社員等で、給与から住民税を引かれている方）

- この通知は、特別徴収義務者（勤務先等）より、当該年度の5月末までに渡されることとなっています。

- (2) 月極延長保育料は区市町村民税の所得割額から算出します。ただし、人的控除差調整控除以外の税額控除は適用しない場合の金額となります。以下の通り算出します。

月極延長保育料の算定の基礎となる
区民税所得割額

= A (所得割額⑥) + B (人的控除差調整控除以外の特別区民税税額控除)

- (3) (2) で算出した区民税所得割を保護者分で合算し、月極延長保育料一覧表にあてはめます。

令和		年度		特別区民税・都民税		特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）												
所得	給与収入 給付金等（所得金額調整控除後） その他の所得計			主たる給与以外の合算所得区分	営業所得	不動産所得	雑所得	譲渡所得	課税標準	総所得③			税額扣除前所得割額④		特別区民税 都民税	税額扣除前所得割額④		A
	山林所得⑤				分離短期譲渡			分離長期譲渡			株式等の譲渡		均等割額⑦			納付額		
所得控除	雑損医療費社会保険料小規模企業共済生命保険料地震保険料			障害・寡・ひ・働配偶者特別扶養基礎所得控除合計②	老配	扶養親族該当区分	本人該当区分	繰越損失	控除率	税額控除額⑤		6月分			税額控除額⑤		7月分	
	所得割額⑥			均等割額⑦			8月分			9月分		特別徴収税額⑧			10月分		既除不足額⑨	
(摘要)	人的控除差調整控除以外の税額控除（例、ふるさと納税や住宅ローンによる控除）は、こちらの摘要欄へ、特別区民税分と都民税分に分けて表示されます。					既充当額⑩				既納付額⑪		1月分			差引納付額⑫(⑧-⑩-⑪)		2月分	
						變更前税額⑬		3月分			増減額⑭(⑧-⑬)		4月分			變更月		5月分

2 住民税のお支払いに普通徴収分がある方（自営業や収入が複数ある方等で、口座振替や納付書で住民税を納めている方）

※給与特別徴収と普通徴収の両方の方法で納付している場合を含みます。

(1) 該当年度の「特別区民税・都民税納税通知書」をご覧ください。

この通知は、課税自治体より、当該年度の6月中旬までに送付されることとなっています。

(2) 月極延長保育料は区市町村民税の所得割額から算出します。ただし、人的控除差調整控除以外の税額控除は適用しない場合の金額となります。以下の通り算出します。

$$\text{月極延長保育料の算定の基礎となる} = \text{所得割額} + \text{(人的控除差調整控除以外の特別区民税税額控除)}$$

(3) (2) で算出した区民税所得割を保護者分で合算し、月極延長保育料一覧表にあてはめます。

[illegible]

「税額明細」と「特別区民税所得割額」の列を参照し、特別区民税の所得割額と人的控除差調整控除以外の税額控除の額を合計します。